市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、釧路市が発注する市立釧路総合病院院内保育所運営業務(以下「当該業務」という。)の契約に際し、公募した者の中から当該業務の目的及び内容に最も適した者をプロポーザル方式により選定(以下「プロポーザル方式」という。)し、随意契約を行うことについて、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱においてプロポーザル方式とは、当該業務の受託者を選定する場合において、 事業者等の参加意欲を反映し、技術適性を的確に把握するため、あらかじめ当該業務の概要 及び参加資格等を公示し、企画提案書の提出を希望する事業者等から参加申請書の提出を求 め、提出された参加申請書により参加資格の審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業 者等を選定した後に、当該事業者等から企画提案書の提出を求め、かつ原則としてヒアリン グを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した事業 者等を特定する手続をいう。

(委員会)

- 第3条 市長は、プロポーザル方式による事業者等の特定を行うため、評価基準の適否及び企 画提案内容等を審査し、契約の相手方を適正に選定するための「市立釧路総合病院院内保育 所運営業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 委員会の設置に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(プロポーザル方式参加希望者の公募)

第4条 市長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね35日前に公募内容を、公示 その他の方法により周知するものとする。

(プロポーザル方式参加希望者の要件)

- 第5条 プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。
 - (1) 釧路市内に本社、支店、営業所(法人登記していること)または事業所を有していること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後または再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

- (4) 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条に規定する暴力団、 暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 公告の日から受託者特定の日までの間に、釧路市長から指名停止等措置を受けていないこと。
- (6) 市立釧路総合病院(以下、「当院」という。)が指定する期日から「市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託仕様書」に基づき、釧路市千歳町5番1号に設置している保育所において、保育所運営業務を行うことができること。(第一交渉権者決定後から本事業に関する準備を開始し、当院が指定する期日より本事業に係るサービス提供が可能な体制を構築すること。)
- (7)入所定員が50名以上の認可または認可外保育所若しくは認定こども園の運営実績 (運営業務の受託実績を含む)を3年以上有していること。

(プロポーザル方式の参加申請)

- 第6条 プロポーザル方式に参加しようとする者は、プロポーザル参加申請書(以下「参加申請書」という。)に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、参加申請書の提出期限の設定に当たっては、公示を開始する日の翌日から起算して概ね10日とするものとする。

(プロポーザル方式参加希望者の要件の審査及び参加業者の選定)

第7条 市長は、第5条各号に規定する要件に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者等 の選定を行うものとする。

(選定結果の通知)

- 第8条 市長は、前条の選定結果に基づき、要件を満たしていないと認められた者(以下「非 参加要請者」という。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による通知に際して、当該通知をした日の翌日から起算して5日以内 (釧路市の休日を定める条例(平成17年釧路市条例第2号)に規定する釧路市の機関の休 日(以下「休日」という。)を除く。)に要件を満たしていないと認めた理由について説明 を求めることができる旨、併せて記載するものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づく理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる 最終日の翌日から起算して5日以内に、当該非参加要請者に対し書面により回答するものと する。

(企画提案書の提出要請)

- 第9条 市長は、第7条の選定結果に基づき、要件を満たしていると認められた者に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。
- 2 市長は、企画提案書の提出期限の設定にあたっては、前項の提出要請を行った日の翌日から起算して概ね14日間とするものとする。

3 企画提案書提出に係る質問の受付期間は、企画提案書提出要請を行った日の翌日から起算して概ね7日以内とする。

(事業者等の特定)

- 第10条 市長は、プロポーザル方式による事業者等の特定を行うため、委員会において企画 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、当該業務の委託内容に最も適すると認 められる事業者等を選定するものとする。
- 2 市長は、前項の審査結果に基づき選定された者(以下「特定者」という。)及び選定されなかった者(以下「非特定者」という。)に書面により通知するものとする。

(随意契約)

第11条 市長は、当該業務の委託契約に際しては、競争入札によらず、プロポーザル方式により特定された事業者等と随意契約を行うことができるものとする。

(事務局)

第12条 プロポーザル方式による選定実施に関する庶務を処理するため、事務局を市立釧路 総合病院事務部総務課に設置する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式に関し必要な事項については、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月24日から施行する。